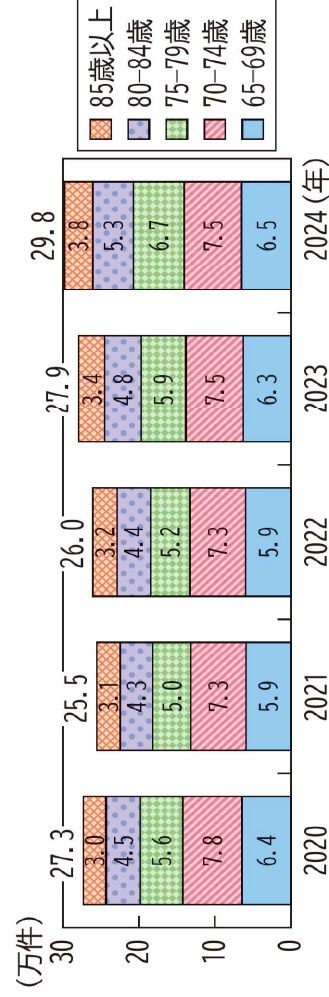


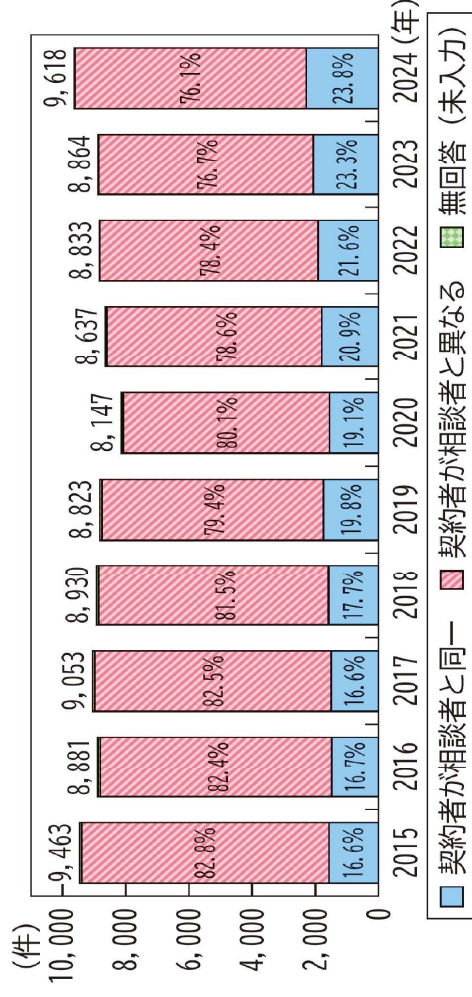
第1部第1章第4節 消費生活相談の概況

- ・ 2024年の高齢者の消費生活相談件数は、29.8万件で前年より増加。高齢者の相談割合は近年3割程度で推移。
- ・ 認知症等の高齢者本人はトラブルに遭っているという認識が低いいため、問題が顕在化しにくい傾向。
⇒ 特に周囲の見守りが必要。

図表1-6 高齢者の消費生活相談件数の推移



図表1-7 認知症等の高齢者の消費生活相談件数の推移



(備考) 図表1-6及び1-7はPIO-NETに登録された消費生活相談情報(2025年3月31日までの登録分)により作成。

(参考) 図表1-8 配慮を要する消費者への見守り活動の推進

相談を待つだけでなく、多様な主体と連携した地域における日々の見守りを通じ、能動的に消費生活センターへつなぐ仕組みづくりが重要。

地域における見守りネットワーク
(消費者安全確保地域協議会)
→全国542自治体で設置(令和7年3月末時点)



三つの主な機能

1. 消費者に情報を届け、注意を呼びかける
2. それぞれの活動の中で、消費者の異変に気づき、
3. 異変に気づいた場合は、専門相談窓口(消費生活センター)につなぐ

